

岸和田市都市景観条例改正（素案）の概要

岸和田市まちづくり推進部都市計画課

都市景観条例の改正について

景観法では、景観計画にて定める事項と、条例にて定める事項の規定があります。景観まちづくりを進めるため景観計画を策定するに当たっては、これと一体をなす景観条例を制定する必要があります。

岸和田市では、景観に関する自主条例として、「岸和田市都市景観条例」を平成 6 年に公布し、景観まちづくりを進めてきました。

今回、景観計画の策定とあわせて、景観法に基づく条例へと改正を行うものです。現在自主条例により実施している施策については、継続して実施するため、関係条例とも含め整合を図ります。

◆主な改正点

- ◇ 「岸和田市都市景観条例」を「岸和田市景観条例」に名称変更
 - 景観法は、都市景観だけでなく、自然の景観や田園風景等を含め他景観形成を目指すことから名称から都市を削除
- ◇ 景観法に基づき条例で定めるべき事項を規定、自主条例での類似項目を整理
 - 景観計画等の策定、変更手続きについて規定
 - 景観計画区内の行為の届出についての規定
 - 特定届出対象行為として重点地区（本町地区）における建築物に関する行為を規定
 - 勧告、命令及び公表についての規定
 - 景観重要建造物、景観重要樹木についての規定
- ◇ まちなみの保全についての規定の整備
- ◇ 組織及び事業に関する規定の整備